

# 令和8年度 木津川市水道水質検査計画



尻枝加圧ポンプ場制御盤 令和7年度更新

木津川市  
上下水道部工務課



木津川市マスコットキャラクター

「いづみ姫」

## ☆ 水質検査計画の内容

1. 水質検査の基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び水道水の水質状況
4. 水質検査採水地点
5. 水質検査項目と検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の精度と信頼性の保証について
9. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
10. 水質検査の公表
11. 関係機関との連携



## 1. 水質検査の基本方針

安全で良質な水道水を安心してご利用いただくため、水質検査計画を策定し、公表します。その基本方針を以下に示します。

### (1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓に加え、各浄水場とその原水（水源）とします。

### (2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目に加え、独自に行う浄水及び原水の水質項目とします。

さらに、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水質管理上留意すべき項目として定められた水質管理目標設定項目の検査に努めます。

### (3) 検査頻度

3項目（色、濁り、残留塩素）については、毎日検査を行います。

水質基準項目については、おおむね月1回以上とされている項目については月1回、全項目については年4回とし、その他項目については水道法及び本市の過去の検査結果などに準じて頻度を設定します。水質管理目標設定項目は、全ての浄水場で年1回行います。

## 2. 水道事業の概要

水道事業の計画給水人口は80,000人、計画1日最大給水量は30,000立方メートルです。

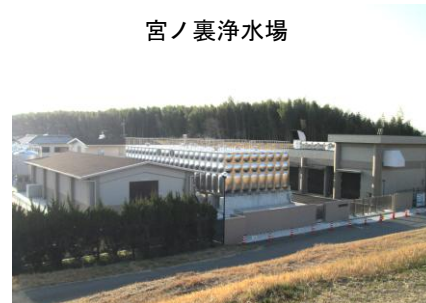
現在、老朽管路及び施設の更新を計画的に行い、以下の各地区に安全で良質な水道水を供給しています。

### (1) 木津地区（旧木津町）

浅井戸を水源とする宮ノ裏浄水場は、施設能力が5,300立方メートル／日で、急速ろ過、塩素消毒によって浄水処理を行い、木津中央配水池に送水され、京都府営水道から受水した浄水と合わせ、主に木津町、木津、相楽、吐師、鹿背山、城山台の各地区に給水しています。

また、京都府営水道から浄水を受水している吐師受水場と木津受水場は、合計施設能力が17,300立方メートル／日で、吐師受水場からは兜台、相楽台、木津川台の各地区に、また、木津受水場からは主に市坂、州見台、梅美台、城山台の各地区に給水しています。

宮ノ裏浄水場



### (2) 山城地区（旧山城町）

深井戸を水源とする山城浄水場は、施設能力が4,000立方メートル／日で、塩素消毒と急速ろ過によって浄水処理を行い、棚倉、高麗、上粕の各地区に給水しています。

### (3) 加茂地区（旧加茂町）

深井戸を水源とする観音寺浄水場は、施設能力が5,700立方メートル／日であり、また、浅井戸を水源とする船屋浄水場は施設能力が2,000立方メートル／日で、塩素消毒と急速ろ過によって浄水処理を行い、木津川以南となる銭司を除く加茂地区と当尾地区へ給水しています。

また、深井戸を水源とする河原浄水場は、施設能力が868立方メートル／日で、塩素処理と急速ろ過によって浄水処理を行い、瓶原、銭司地区へ給水しています。



観音寺浄水場

## 浄水場及び受水場の概要

施設名	宮ノ裏 浄水場	吐師 受水場	木津 受水場	梅谷分水 (奈良市緑ヶ丘浄水場)	山城 浄水場	観音寺 浄水場	船屋 浄水場	河原 浄水場
所在地	木津 宮ノ裏	吐師 上柏谷	木津 馬場南	奈良市 奈良坂町	山城町 平尾開キ	加茂町 大野烏田	加茂町 里土堀	加茂町 河原上ノ浦
敷地面積(m <sup>2</sup> )	3,141	11,357	2,448	75	2,870	2,457	2,055	1,112
水源	地下水	木津川表流水		—	地下水	地下水	地下水	地下水
浄水能力 (立方メートル/日)	5,300	浄水受水 17,300		浄水受水 100	4,000	5,700	2,000	868
浄水処理方法	急速ろ過 前塩素処理	(京都府営木津浄水場)		(奈良市水道局緑 ヶ丘浄水場)	急速ろ過 前塩素処理	急速ろ過 前塩素処理	急速ろ過 前塩素処理	急速ろ過 前塩素処理
主な給水区域	木津町地区、木津 地区、相楽地区 吐師地区、鹿背山 地区、城山台地区	兜台地区 相楽台地区 木津川台地区	市坂地区 州見台地区 梅美台地区 城山台地区	梅谷地区	棚倉地区 高麗地区 上粕地区	加茂地区(銭司を除く) 当尾地区		瓶原地区 銭司地区
主な使用薬品 消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム (追塩用)	次亜塩素酸ナトリウム (追塩用)		次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

### 3. 原水及び水道水の水質状況

市内に供給している水道水の水質状況は、水質基準に適合しており良好です。  
各浄水場の系統ごとに、水質管理上注目しなければならない項目などを以下に示します。

#### (1) 宮ノ裏浄水場系

- ①原水に含まれる鉄及びその化合物、マンガン並びにその化合物、色度、濁度。
- ②使用する薬品に不純物として含有する可能性がある臭素酸。

#### (2) 京都府営水道系（吐師受水場及び木津受水場）

- ①原水の監視及び対策については、京都府営水道事務所水質管理センターで行っています。
- ②夏季におけるカビ臭物質（ジオスミン、2-メチルイソボルネオール）。
- ③使用する薬品に不純物として含有する可能性がある臭素酸。

#### (3) 梅谷分水系（奈良市緑ヶ丘浄水場）

- ①原水の監視及び対策については、奈良市水道局で行っています。
- ②使用する薬品に不純物として含有する可能性がある臭素酸。

#### (4) 山城浄水場系

- ①原水に含まれる鉄及びその化合物、マンガン並びにその化合物、色度、濁度。
- ②使用する薬品に不純物として含有する可能性がある臭素酸。

#### (5) 観音寺浄水場系

- ①原水に含まれる鉄及びその化合物、マンガン並びにその化合物、色度、濁度。
- ②使用する薬品に不純物として含有する可能性がある臭素酸。

#### (6) 船屋浄水場系

- ①原水に含まれる鉄及びその化合物、マンガン並びにその化合物、色度、濁度。
- ②1号井戸において大腸菌が検出されたことにより、クリプトスポリジウム等（クリプトスポリジウム・ジアルジア）及びクリプトスポリジウム指標菌（大腸菌・ウェルシュ菌芽胞）の検査回数の強化。  
※令和元年度の水質検査（水質基準項目）において検出されたもので、以降の検出はない。
- ③浄水池において、水質管理目標設定項目に位置づけられているペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の暫定目標値の一時超過を確認したことにより、月1回の浄水池でのモニタリング検査を継続。  
※令和7年度の水質検査（水質管理目標設定項目）において超過が確認されたもので、以降の超過はない。
- ④使用する薬品に不純物として含有する可能性がある臭素酸。

#### (7) 河原浄水場系

- ①使用する薬品に不純物として含有する可能性がある臭素酸。



(1) 給水栓 17 地点

木津地区 (6 地点)

宮ノ裏浄水場系

- ・中央配水池系

京都府営水道系

- ・木津南配水池系
- ・木津東配水池系
- ・木津川台配水池系
- ・相楽西配水池系
- ・相楽東配水池系

加茂地区 (8 地点)

観音寺浄水場系

- ・里配水池系
- ・法花寺野配水池系
- ・東小配水池系
- ・山田配水池系
- ・岩船配水系

船屋浄水場系

- ・小谷配水池系

河原浄水場系

- ・加茂北部配水池系
- ・銭司配水池系

山城地区 (3 地点)

山城浄水場系

- ・山城高区配水池系
- ・山城低区配水池系
- ・神童子配水塔系

木津川市旧リサイクル研修ステーション  
(シルバー人材センター)

上人ヶ平遺跡公園

青土公園

吐師受水場

兜谷公園

音浄ヶ谷公園

加茂浄化センター

法花寺野区集会所

西小区公民館

山田末端

東小公民館

小谷下消防車庫

奥畑末端

銭司区公民館

上粕南部消防団詰所

北綺田公民館

天神神社

(2) 浄水場 5 地点

木津地区

- ・宮ノ裏浄水場

加茂地区

- ・観音寺浄水場
- ・船屋浄水場
- ・河原浄水場

山城地区

- ・山城浄水場

(3) 原水 14 地点

木津地区 (3 地点)

- ・宮ノ裏浄水場系

加茂地区 (8 地点)

- ・観音寺浄水場系
- ・船屋浄水場系
- ・河原浄水場系

山城地区 (3 地点)

- ・山城浄水場系

第 1 号取水井、第 2 号取水井、第 3 号取水井

観音寺取水井、里取水井、烏田取水井、石部取水井

第 1 号取水井、第 2 号取水井

河原取水井、尻江取水井

第 1 号取水井、第 2 号取水井、第 3 号取水井

## 5. 水質検査項目と検査頻度

水質検査項目とその頻度は、水道法施行規則第十五条第一項に基づいて、毎日検査と毎月検査（水質基準項目）及び水質基準以外にも水質管理上留意すべき項目である水質管理目標設定項目を以下の表のとおり実施します。

### (1) 毎日検査項目

全系統内の給水栓で実施する項目

番 号	項 目	評 価	検査頻度（回/年）	設定理由
			給水栓	
1	色	異常でないこと	3 6 5	省略不可項目
2	濁り	異常でないこと	3 6 5	省略不可項目
3	消毒の効果（残留塩素）	0.1mg/L 以上	3 6 5	省略不可項目

### (2) 水質基準項目

給水栓で実施する検査項目と頻度は次の表のとおりです。

番 号	分 類	項 目	基準値	検査頻度 (回/年)	
1	病原微生物	一般細菌	1ml 中 100 集落数以下	12	
2		大腸菌	検出されないこと	12	
3	金属類	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	4	
4		水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	4	
5		セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	4	
6		鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	4	
7		ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	4	
8		六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下	4	
9	無機物	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	4	
10	消毒副生成物	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	
11	無機物	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	4	
12		フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	4	
13		ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	4 ※2	
14	有機物	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	4	
15		1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	4	
16		シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2 ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	4	
17		ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	4	
18		テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	4	
19		トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	4	
20		ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/l 以下	4	
21		ベンゼン	0.01 mg/l 以下	4	
22		消毒剤・消毒副生成物	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4
23			クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4
24	クロロホルム		0.06 mg/l 以下	4	
25	ジクロロ酢酸		0.03 mg/l 以下	4	
26	ジブromokロロメタン		0.1 mg/l 以下	4	
27	臭素酸		0.01 mg/l 以下	4	
28	総トリハロメタン		0.1 mg/l 以下	4	
29	トリクロロ酢酸		0.03 mg/l 以下	4	
30	ブロモジクロロメタン		0.03 mg/l 以下	4	
31	ブロモホルム		0.09 mg/l 以下	4	
32	ホルムアルデヒド		0.08 mg/l 以下	4	
33	金属類	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	4	
34		アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	4	
35		鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	4 ※2	
36		銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	4	
37	無機物	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	4	
38	金属類	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	4 ※2	
39	その他	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	
40	無機物	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/l 以下	4	
41		蒸発残留物	500 mg/l 以下	4	
42	有機物	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	4	
43		ジェオスミン	0.0001 mg/l 以下	4 ※1	
44		2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	4 ※1	
45		非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	4	
46		フェノール類	0.005 mg/l 以下	4	
47		有機物 (全有機炭素 (TOC))	3 mg/l 以下	12	
48	その他	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	12	
49		味	異常でないこと	12	
50		臭気	異常でないこと	12	
51		色度	5 度以下	12	
52		濁度	2 度以下	12	

※1 宮ノ裏浄水場系では、夏期の間でジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの検査を独自に追加して行います。

※2 山城浄水場系では、全項目検査以外の期間でもホウ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物の検査を独自に追加して行います。

参考) 令和8年4月1日から、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) を水質管理目標設定項目から水質基準に引き上げ

(3) 原水の水質検査

全ての水源の原水については年間1回の水質基準項目を実施します。ただし、水質基準項目中で消毒剤・消毒副生成物に分類されるものは塩素等で消毒を行った時に発生する物質であり、原水には存在しないため検査は行いません。

(4) 水質管理目標設定項目

全ての浄水場で年間1回の下記の項目の検査を実施します。

番号	項目名	目標値	検査頻度 (回/年)	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/l以下	1	
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/l以下(暫定)	1	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/l以下	1	
4	削除	削除		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	1	
6	削除	削除		
7	削除	削除		
8	トルエン	0.4 mg/l以下	1	
9	フタル酸(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/l以下	1	
10	亜塩素酸	0.6 mg/l以下	測定せず ※1	塩素剤として二酸化塩素 を使用していない
11	削除	削除		
12	二酸化塩素	0.6 mg/l以下	測定せず ※1	塩素剤として二酸化塩素 を使用していない
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l以下(暫定)	1	
14	抱水クロラール	0.02 mg/l以下(暫定)	1	
15	農薬類	検出値と目標値の比の 和として、1以下	1	
16	残留塩素	1 mg/l以下	1	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/l以上 100 mg/l以下	1	
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/l以下	1	
19	遊離炭酸	20 mg/l以下	1	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/l以下	1	
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/l以下	1	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	1	
23	臭気強度	3 mg/l以下	1	
24	蒸発残留物	30 mg/l以上 200 mg/l以下	1	
25	濁度	1 度以下	1	
26	pH値	7.5 程度	1	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、 極力 0 に近づける	1	
28	従属栄養細菌	1ml中集落数 2,000 以下(暫定)	1	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	1	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/l以下	1	

※1 塩素剤として二酸化塩素を使用していないため測定を行いません。

## (5) その他の検査

原水を監視するために、クリプトスポリジウム等及びクリプトスポリジウム指標菌について各原水に応じて行います。

系統名	項目	クリプトスポリジウム等 (回/年)	クリプトスポリジウム指標菌 (回/年)
宮ノ裏浄水場系	第1号取水井	1	4
	第2号取水井	1	4
	第3号取水井	1	4
観音寺浄水場系	観音寺取水井	—	4
	里取水井	—	4
	烏田取水井	—	4
	石部取水井	—	4
船屋浄水場系	第1号取水井	4	1 2
	第2号取水井	4	4
河原浄水場系	河原取水井	—	4
	尻江取水井	—	4
山城浄水場系	原水の合流点	—	4

## 6. 水質検査方法

水質検査方法については、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」）により行います。

毎日検査は、検査方法の指導を受け、連絡を緊密に図れる者を選定します。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目等の水質検査は、水道法20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関において委託検査で行います。

## 7. 臨時の水質検査

次の様な状況になり、水質基準値を超えるおそれがある場合、速やかに臨時の水質検査を行います。

- 水源水質の著しい悪化や、水源に異常があった場合。
- 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行している場合。
- 浄水処理の過程で異常があった場合。
- 総配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれのある場合。
- その他特に必要があると認められる場合。

## 8. 水質検査の精度と信頼性の保証について

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、次号の措置を図ります。

- ①毎日水質検査項目については、受託者に測定方法の指導を実施します。
- ②定期水質検査項目については、水道法第20条の規定による国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関に検査結果の根拠となる資料等の提出を求め確認します。

## 9. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質検査の結果は、水質項目ごとの検出濃度を基準値又は目標値等とそれぞれ評価し、翌年度の水質検査計画に反映していきます。

## 10. 水質検査の公表

水質検査計画および水質検査結果については、市のホームページまたは木津川市上下水道部工務課で閲覧などにより公表します。

## 11. 関係機関との連携

水質に影響を及ぼすと考えられる水質汚染事故、水系感染症が発生、もしくはその恐れがある場合には必要に応じ、京都府の関係機関及び近隣市町等と連携し適切な対応を行います。